

令和3年は、農作物の重要害虫であるミカンコミバエが九州各地において確認され、各県とも、確認された産地の生産者、JA等農業団体、市町等関係機関による防除作業に追われる状況でした。

ミカンコミバエは東南アジア等の冬季でも温暖な地域に生息する害虫であるため、北部九州での冬季の低温には耐えられず、越冬はしないと考えられていますが、近年の温暖化や施設園芸および趣味の園芸ミニハウスの普及を踏まえると、油断できない状況であり、令和4年度も警戒が必要な重要害虫です。

県央地域でもミカンコミバエが、ほぼ全域で確認されたことから、引き続き警戒しなければなりません。

なお、昨年はミカンコミバエが寄生した果実も確認されましたが、寄生が確認された果実は全てが、放任されたカキの果実や一般家庭のグアバ果実（別名：バンジロウ）でした。栽培管理を行い果実生産している樹園地ではミカンコミバエの確認はない状況でしたが、今後も注意が必要です。



ミカンコミバエ

テリハバンジロウは
ストロベリーグアバ
の別名もある



色々なグアバ果実（左：キミノバンジロウ 中：テリハバンジロウ）

キミノバンジロウの果肉写真



テックス板

予防的な対策として、令和4年3月から、昨年ミカンコミバエが確認された地域においては、ハウスビワや中晩柑園などを対象に防除用のテックス板を設置しており、4月には露地ビワでも同様に実施していますが、令和3年度のみカンコミバエ確認状況や寄生果実の回収状況からも、カキなどの放置された果実の適正な処理が最重要となります。

野生動物の農作物への加害も、こうした放置農産物を餌場として、生産圃場への食害拡大へとつながるので、適正に処分を行うか、伐採除去などを地域で考える必要があります。



秋に食べ頃となるカキの実も放置すると厄介者になってしまう。